

## お願い

次ページ以降の提出書類記載に当たり、別紙第1の「令和7年度熊谷基地納涼祭（仮称）野外売店出店申請書」以外の書類は日付を空欄のまま提出してください。

令和 7 年度熊谷基地納涼祭（仮称）野外出店申請書

令和 年 月 日

航空自衛隊熊谷基地司令 殿

住 所  
(電話・FAX)  
会 社 名  
代表者名

印

令和 7 年度航空自衛隊熊谷基地納涼祭（仮称）において、野外出店を出店した  
く、下記のとおり申請します。

なお、この申請に際し募集要項及び仕様書の記載事項について遵守すること  
を誓約します。

記

- 1 申請業種： 食品、飲料 ・ 物品販売 ※いずれかを○で囲むこと
- 2 販売期間：令和 7 年 1 0 月 3 日(金)
- 3 販売時間：指定された時間
- 4 販売場所：指定された場所
- 5 販売品目：「販売品目内訳表」のとおり。
- 6 販売責任者：氏 名  
連絡先 (TEL)  
(mail)
- 7 販売担当者： 名（「基地入門者名簿」のとおり。）
- 8 入門車両台数： 台（「基地乗入車両届」のとおり。）  
※車両乗り入れは 2 台までとする。
- 9 使用機材：「使用機材一覧表」のとおり。





## 食品の取扱方法及び店舗平面図

会社名：

取扱食品	食品の取扱方法（調理行程・販売等）
店舗平面図	
(消化器、ガスボンベ、コンロ、発動発電機、薬液等の配置を詳細に記入すること。)	

令和 年 月 日

航空自衛隊熊谷基地司令 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

## 火 気 等 使 用 申 請 書

1 出店責任者 (正) 氏名 TEL  
(副) 氏名 TEL

2 使用資材等

- (1) テント (天幕) 張 ( m× m)  
(2) 火気 プロパンガス kg× 本、木炭 kg  
発電機× 台  
(3) 消火器 ABC消火器× 本  
(4) 電気器具 (必要最小限とする。)

No.	電 気 器 具 名	規 格 (W)	数 量	備 考
1				
2				
3				
4				

3 その他



# 委任状

(代理人) 住 所 埼玉県熊谷市宮町1-1

氏 名 熊谷基地売店会  
会長 加 藤 公 教

私は上記の者を代理人と定め、令和7年度熊谷基地納涼祭（仮称）における野外売店出店に当たり、次の権限を委任します。

- 1 国有財産（土地）の使用許可申請及び使用料の納付手続きに関すること。
- 2 上記に付随する一切の行為に関すること。

令和 年 月 日

(委任者) 所在地：〒  
TEL

会社名： 印

代表者名： 印

# 誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2の掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式19により変更後の役員名簿を提出します。

### 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

### 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を、許可者に報告すること。

- ※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不当な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
- ※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不当な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管  
国有財産部局長  
北関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

〒

TEL :

商号又は名称

代表者氏名

印

印